

## 令和4年度危険物取扱者保安講習（長生会場）のご案内

消防法第13条の23に定める危険物取扱者保安講習が（一社）千葉県危険物安全協会連合会により、次のとおり実施されます。

**講習日時** 令和4年10月7日（金）  
一般 9時45分～12時45分（受付 9時20分～9時40分）  
給取 13時40分～16時40分（受付13時15分～13時35分）

**講習会場** 長生村文化会館（長生村岩沼2119）

**講習料** 4,700円（千葉県収入証紙）  
※ 千葉県収入証紙は、各市町会計課、交通安全協会、保健所、地域振興事務所等で販売しています。

**申請期間** 令和4年8月22日（月）～令和4年8月26日（金）

**受付場所** 夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部（窓口申請のみ）  
（一社）千葉県危険物安全協会連合会（窓口申請・郵送申請）  
※ 申請の際は、危険物取扱者免状(または免状(両面)写し)をご持参ください。申請書は、消防本部及び各消防署・分署にあります。

**問合せ先** （一社）千葉県危険物安全協会連合会  
電話043-266-7930  
夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部 予防課予防係  
電話0470-80-0132

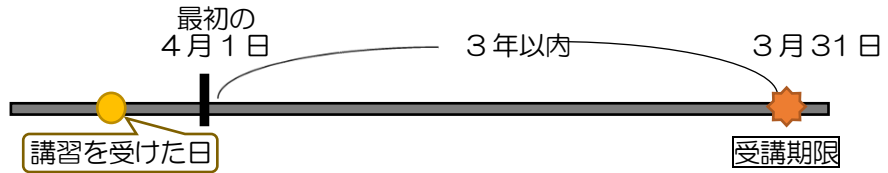
千葉県内各地で開催される保安講習の日程等については、[（一社）千葉県危険物安全協会連合会ホームページ](#)にてご確認ください。

## 危険物取扱者保安講習の受講期限



保安講習を受講した日以後における最初の4月1日から3年以内に受講しなければなりません。

継続して  
危険物取扱  
作業に  
従事して  
いる者

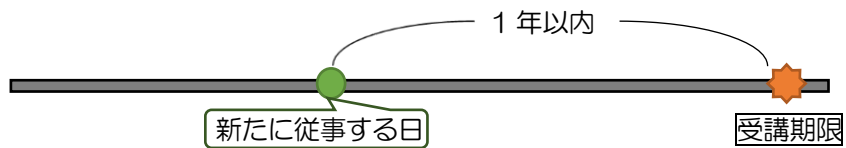


(例) 受講した日 令和元年(2019年)10月4日  
最初の4月1日 令和2年(2020年)4月1日  
受講期限 令和5年(2023年)3月31日



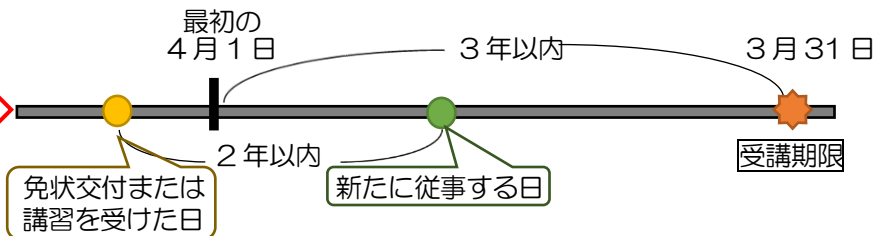
危険物の取扱作業に従事することになった日から1年以内に受講しなければなりません。  
ただし、従事することとなった日前2年以内に危険物取扱者免状の交付又は講習を受けている場合は、免状交付日又はその受講日以後における最初の4月1日から3年以内に受講しなければなりません。

新たに危  
険物取扱  
作業に従  
事する者



(例) 新たに従事する日 令和3年(2021年)10月1日  
受講期限 令和4年(2022年)9月30日

従事する  
前2年以  
内に免状  
の交付又  
は講習を  
受けてい  
る場合



(例) 新たに従事する日 令和3年(2021年)10月1日  
免状交付日又は受講した日 令和2年(2020年)1月21日  
最初の4月1日 令和2年(2020年)4月1日  
受講期限 令和5年(2023年)3月31日

※ 危険物取扱作業に従事していない者は、法令上、特に受講する義務はありません。